

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

日 時：令和5年12月20日（水）

午前10時30分から正午まで

場 所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

議 事

- 宮城県防除実施基準の変更（案）について
- 高度公益機能森林の区域の指定（案）について
- 令和6年度農林水産大臣命令の区域（案）について

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

1 開会（司会：事務局）

ただいまから、宮城県森林審議会森林保護部会を開会いたします。

本部会の構成員は5名でございますが、本日、4名の委員の御出席をいただいておりますので、宮城県森林審議会規程第8条第5項の規定により、部会が成立していることを御報告いたします。また、本日の部会は、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規則第9条に基づき、公開となっておりますことをお知らせいたします。

なお、傍聴の皆様におかれましては、傍聴要領に従い、会議を傍聴いただくようお願いします。その際の写真撮影についてですが、肖像権を侵害しない程度の範囲で御対応いただけますと幸いです。

それでは開会に当たりまして、当部会の部会長でございます、大内部会長から御挨拶申し上げます。

2 挨拶（大内部会長）

ただいま紹介のありました、森林保護部会の部会長の大内でございます。会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本部会は、森林審議会規程に基づき、森林病虫害の防除に関する事項を審議することとされておりますが、宮城県においては、松くい虫による森林被害対策が重要な課題のひとつとなっております。

本県の松くい虫被害の状況ですが、県によりますと、令和4年度の被害量は対前年度比98パーセントとなる9,111立方メートルに減少しているものと聞いております。

一方で、今年の夏は、高温少雨であったことから、被害の増加が懸念されており、引き続き関係機関で連携した対応が必要と考えております。

本日は、お手元の次第にありますとおり、3件について御審議をいただくことになっております。

松くい虫防除対策の更なる推進に向けて、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

3 出席者紹介等（司会：事務局）

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配布しております次第裏面の出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

国立研究開発法人森林研究・整備機構、森林総合研究所東北支所主任研究員の綾部委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の大内委員です。大内委員には、本部会の部会長をお引き受けいただいております。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋委員です。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の竹中委員です。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

宮城県水産林政部副部長の渡辺です。

水産林政部森林整備課長の村上です。

森林整備課総括課長補佐の佐藤です。

私は、森林整備課副参事兼総括課長補佐の梶村です。

本日は司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。次第が表紙となっております資料を閉じた冊子が1部、次に令和5年12月14日付け宮城県森林審議会会長宛の諮問の写しが1枚。右上に資料1と記載された冊子が1部、右上に資料2と記載された冊子が1部、計4つの資料になります。資料の不足がありましたら、お申し付けください。

よろしいでしょうか。

ここで本日の日程を御説明いたします。お手元に配布しております次第にありますとおり、審議事項3件及び情報共有2件を予定しております。

4 審議事項

【司会：事務局】

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第5号の規定により、部会長が議長を務めることとなっております。それでは大内部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【大内部会長】

議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは3つの審議事項に入らせていただきます。令和5年12月14日付けで知事から諮問がありました、「宮城県防除実施基準の変更（案）について」「高度公益機能森林の区域の指定（案）について」及び「令和6年度農林水産大臣命令の区域（案）について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

【村上森林整備課長】

森林整備課長の村上でございます。着座にて御説明させていただきます。

これより、3の審議事項について御説明させていただきますが、それに先立ちまして、森林保護部会の概要について及び松くい虫被害の現状について、担当職員より説明させていただきます。

○ 森林保護部会の概要及び宮城県松くい虫被害の現状について

(1) 事務局説明 参考資料について事務局から説明

○ 宮城県防除実施基準の変更（案）について

(1) 事務局説明 資料1（P1～）について事務局から説明

(2) 質疑応答

【大内部会長】

ただいま事務局の方から説明がありましたが、御意見御質疑ありましたらよろしくお願いいたします。

【大内部会長】

適正化業務とは、県内全域で実施しているのでしょうか。

【村上森林整備課長】

県内全域で進めております。

【大内部会長】

他に御質問等ございますか。御質問がなければ審議事項の2の高度公益機能森林の区域の指定（案）について、事務局から御説明をお願いします。

○ 高度公益機能森林の区域の指定（案）について

(1) 事務局説明 資料1（P5～）について事務局から説明

(2) 質疑応答

【高橋委員】

表の青の着色箇所についてですが、変更前と変更後で面積が変わっているというのは、この差し引き分を編入するということが良いのでしょうか。緑の方についても同じでしょうか。まず、変更前とはいつのことを指しているのか。震災後、一度海岸防災林が減ったものが今回復活するということでしょうか。

【村上森林整備課長】

震災後に復旧した海岸防災林を新たに指定するものになります。

【高橋委員】

変更前の面積は、震災後、マツ林が減りそこで再度設定をした数字で、今回の指定により昔の数字に戻ったという認識でよろしいでしょうか。

【村上森林整備課長】

青の部分について、変更前は震災前から高度公益機能森林に指定されていた区域で、変更後は市で指定している地区保全森林を編入した面積になっております。

【渡辺副部長】

補足の説明になりますが、緑色で着色された箇所は、震災前もマツがあったところもあるのですが、気仙沼市や南三陸町は海岸防災林が1列くらいしかない森林であったため、防除対象としていなかった区域が多くありました。震災を機に、改めて海岸防災林を造成し、場合によっては土地を購入して防災林を増やしておりますので、以前より面積が増えたり、以前面積の小さかった箇所でも面積を増やしたりして緑色の部分が増えているということになります。

【竹中委員】

地区保全森林とはなにか教えてください。

【村上森林整備課長】

県で指定する森林は高度公益機能森林、機能的には似ているが、市で指定する森林が地区保全森林と
いいます。

【竹中委員】

地区保全森林については、市町村で対策する森林という認識でよろしいでしょうか。

【辻技術補佐（班長）】

区域としては、県が定める高度公益機能森林と市町村で定める地区保全森林、それらを合わせて対策
対象松林という言い方をしております。対策対象松林に指定されていれば、国の補助事業を使って、防
除を進めることができます。対策対象松林の中でもより公益性が高いものを県が、それに準ずる森林を
市町村が定めるような制度になっております。

【大内部会長】

海岸防災林の対策について、現地を視察したこともあり、確かに枯れているマツもあり、早期に防除
していかなければいけないと思っております。今後、計画的にどのように進めていくのか教えてください。

【村上森林整備課長】

今後の海岸防災林の防除対策については、4の情報共有で詳しく説明させていただきますので、よろ
しくお願いします。

○ 令和6年度農林水産大臣命令の区域（案）について

(1) 事務局説明 資料1（P1 1～）について事務局から説明

(2) 質疑応答

【大内部会長】

ただいま事務局から説明をいただきましたが、御意見や御質問等ございますか。

【綾部委員】

資料1のP1 2の令和6年度森林害虫駆除事業の予定について、大半の地域は伐倒駆除や特別伐倒駆
除を実施しているが、箇所5と箇所6については樹幹注入も実施している。この箇所だけ樹幹注入を実
施する特別な理由があるのでしょうか。

【村上森林整備課長】

この箇所は、観光地となっており、景観保全のために樹幹注入を行っております。

【渡辺副部長】

以前からかなり強化して伐倒駆除を実施してきましたが、マツの本数そのものが少なくなってきました。本数が多いと樹幹注入はコストが高いため、なかなか実施は難しいですが、本数の少なくなっており、太くなっている確実に守りたいマツに対して樹幹注入を実施しています。

【大内部会長】

大臣命令区域指定について気仙沼市に区域が設定されている理由を教えてください。また、県内で他に大臣命令区域に指定されている区域があるのか教えてください。

【村上森林整備課長】

気仙沼市に区域を設定している理由は、他県へ松くい虫被害を蔓延しないために県内の被害の最先端区域を指定し対策を実施しております。県内については、この箇所のみ指定になります。

【大内部会長】

他に御意見や御質問等ございますか。

(特に無し)

質問が無いようですので、審議事項についてお諮りいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。審議事項の「宮城県防除実施基準の変更(案)について」「高度公益機能森林の区域の指定(案)について」及び「令和6年度農林水産大臣命令の区域(案)について」原案のとおり適当と認める旨の答申をすることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

異議無しということでございますので、各審議事項については、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることと決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項について終了いたします。皆さん御協力大変ありがとうございました。

4 情報提供

【司会：事務局】

大内部会長ありがとうございました。それでは4の情報提供について事務局から説明させていただきます。

(1) 事務局説明 資料2について事務局から説明

(2) 質疑応答

【司会：事務局】

今の説明について、御意見や御質問等ございますか。

【綾部委員】

松くい虫対策について、令和5年度に空中散布を東松島市、女川町、石巻市、松島町で実施しているかと思いますが、この4箇所は今年が初めての実施になりますか。

【木村技術主査】

以前から実施しております。しばらくこのエリアで実施しております。

【綾部委員】

会の冒頭で、県内の被害で松島町が4割程度の被害を占めると説明していましたが、空中散布の効果はどうかお伺いしたいです。

【木村技術主査】

空中散布自体は、松島町湾全域で実施しているわけではなくて、内陸のエリアを中心に実施しております。実施している箇所については、一定の効果がありますが、沿岸地域に関しては伐倒駆除、地上散布、樹幹注入等を実施しながら対策をしています。

【辻技術補佐（班長）】

震災直後、2年間薬剤散布を実施できなかった時期があり、2年間薬剤散布を実施しないだけで、3年目の被害がグラフをひと目見てわかるほど激増しました。そういった観点からも、薬剤散布を実施することでこの程度の被害に抑えられていると認識しております。

【綾部委員】

地上散布の方はそれなりに効果が出ているのでしょうか。

【木村技術主査】

地上散布自体は効果があるかと思うのですが、今後課題となっているのが、樹高が高くなったマツ林に対してどのように対策していくか、検討しております。

【綾部委員】

空中散布できる場所は、限られているかと思いますが、樹高が高くなってくるとなかなか大変だと思いますが、伐倒駆除も頑張って実施していくしかないのかなと考えております。

【木村技術主査】

適宜、景観等の配慮も含め、優先順位を付けて実施していきたいと思います。

【渡辺副部長】

対策の中で一番効果が高いのは、単木的に対策できる樹幹注入になります。7年間の薬効期間がありますが、1本あたり数万円のコストがかかり、全てに樹幹注入することは困難になりますので、重要なも

のに樹幹注入していくことになります。その次に効果が高いのは、空中散布になります。ただし、樹冠よりも高いところから散布しますので、飛散の恐れがあり、人家から離れた限られる地域になります。人家の近いところでは、地上散布を実施する形になりますが、樹高が高いと効果が薄くなることもあります。また、車で移動しながら散布するパウダーでしたら風圧が強いのできれいに散布できますが、ホースで一本一本散布する箇所では、まきむらや樹冠まで届かないという制約もあり、効果が落ちるかと思えます。これらの事業を適宜、組み合わせて実施しております。それでも枯れてしまったマツに対しては随時伐倒駆除を実施しております。

【高橋委員】

最近、塩竈市の文化財のメンバーになっていて、初めて浦戸諸島に行ったのですが、景観が素晴らしくて何十年も住んでいながら、初めて気づきました。ただ、塩竈市の被害量を見るとそれほど被害のないように見受けられますが、これは被害の量だからでしょうか。松島や石巻の方が被害が多く見受けられます。松島湾の浦戸も非常に景観が優れていると思いますが、そこも含めて実施しているかとは思いますが、この宮城県にとってあの辺りは宝のような場所なので、県民がもう少し意識が高くなってきて、お金があればもっと対策できるということであれば、塩竈市の遊覧船のあたりに募金箱を設置し、啓発していくのも良いのではないかと思います。一県民として、何かできることがあるのではないのかなと思いました。

【辻技術補佐（班長）】

貴重な御意見ありがとうございます。県所管の森林であれば県が対策を実施し、それ以外の森林については市町村が主体となって対策を実施していく体制になっております。大きくは国の補助金があって、それに県や市町村が自分の予算を使って対策していくのですが、国の予算について、被害量が減少しているために予算も減少している状況になっております。我々も毎年要望している予算に対して、満額ついているわけではありませんので、政府要望等で国の予算を減らさないように働きかけ、予算の確保に努めてまいりたいと思います。

5 その他

【司会：事務局】

他には御質問よろしいでしょうか。情報提供については以上にさせていただきます。それでは5のその他に移ります。委員の皆様から何かありますでしょうか。では、事務局から何かありますか。

以上をもちまして、宮城県森林審議会森林保護部会の一切を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〈 閉 会 〉